

令和3年3月30日  
中部地方整備局

## 贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 森松工業株式会社  
業者の住所 : 岐阜県本巣市見延1430-8
- 指名停止措置期間 : 令和3年3月30日から令和3年4月29日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要  
森松工業(株)の水道事業部西日本ブロック統括部長(執行役員)ほか2名は、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事外1件において、森松工業(株)の製品が納入しやすくするよう便宜を図る見返りに、赤穂市職員に対し現金約220万円を渡したとして、令和3年1月23日、贈賄の疑いで逮捕され、令和3年2月10日に起訴された。
- 指名停止措置理由  
森松工業(株)の統括部長(執行役員)ほか2名が、贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第4号ロ(下記参照)に該当する。  
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月(全国対応案件:有資格登録該当整備局のみ)とする。

## &lt;指名停止措置要領別表第2&gt;

| 措 置 要 件   | 期 間  |
|---|--|
| (贈賄)<br>4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br><br>イ 代表役員等<br>ロ 一般役員等 | 逮捕又は公訴を知った日から<br><br>3ヵ月以上9ヵ月以内<br><u>1ヵ月以上3ヵ月以内</u> |

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一  
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138